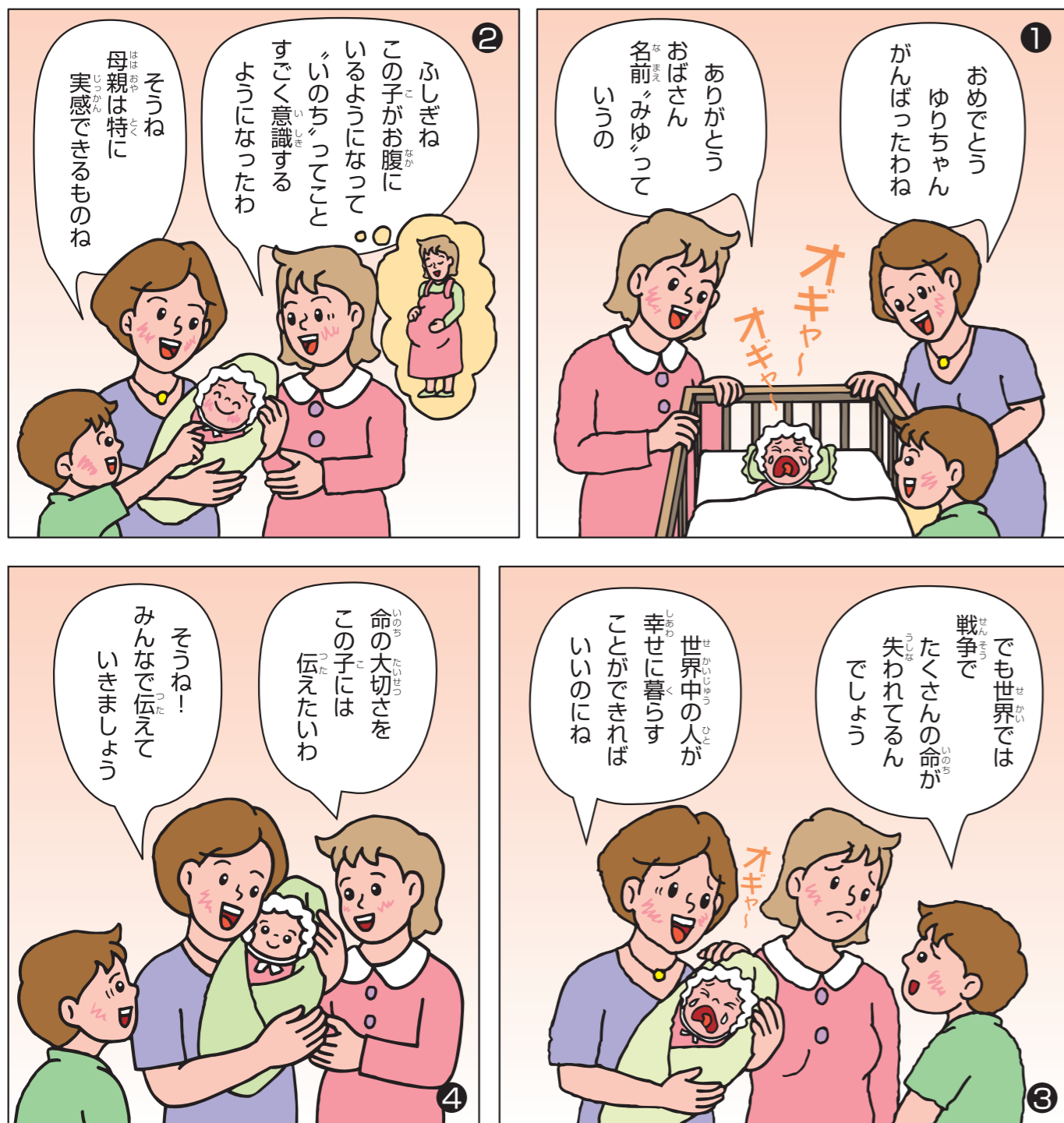




ちい さい な いのち  
小さな命



た い せ つ いのち  
ひとりにひとつずつ、大切な命

すべての人が、平和で、だれの命も大切にされる世の中を望んでいます。しかし、今日でも戦争や地域紛争などにより、多くの人の尊い命が奪われています。身近なところでも、凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待など命をおびやかされるような事件が数多く起こっています。

一人ひとりの命は、かけがえのないものです。また、私たちは、決してひとりで生きているわけではありません。多くの人たちとともに、支え合いながら生きています。

人権を大切にする第一歩は、「命の尊さ」について考えることです。

じんけん そん ちやう ゆた しゃかい  
人権が尊重される豊かな社会とは

- ◎みんな平等です。
- ◎個人として尊重されます。
- ◎一人ひとりの多様性が認められます。
- ◎可能性を発揮する機会が確保されます。
- ◎自分の人権だけでなく、ほかの人の人権も尊重する義務があります。

人権が尊重される豊かな社会とは「だれもが幸せに暮らすことができる社会」「だれもが生まれてきてよかったと思える社会」と言い換えることができます。

このような社会をつくるために、私たち一人ひとりが、人権についての意識を高め、日々の生活の中で実践を積み重ねていくことが大切です。



へい わ じんけん ほしやう せかい ひとびと ねが せかいじんけん せんげん  
平和・人権の保障は世界の人々の願い（世界人権宣言）

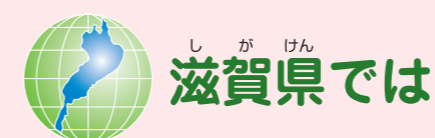
20世紀における二度の世界大戦により、多くの人々の尊い命が奪われるとともに、さまざまな人権侵害も起こりました。その反省に立ち、世界中のすべての人が幸せに暮らせる社会の実現を願い、1948年（昭和23年）12月10日、国際連合総会で、「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」では、すべての人がどのような理由によっても差別を受けることなく、基本的人権が保障されるべきであると明記されています。

にほんこくけんぽう きほんてきじんけん  
日本国憲法と基本的人権

基本的人権の尊重は、日本国憲法の重要な柱のひとつです。国民は法の下に平等で差別されないことや、表現の自由、職業選択の自由、また、教育を受ける権利、労働者の権利など、だれもが人間らしく豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな権利が明記されています。

また、これらの権利は、私たちの不断の努力によって保持しなければならないことや、濫用してはならないことも明記されています。



現在および将来の世代にわたり、すべての人の人権が尊重される社会を築いていくため、2001年（平成13年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例では、人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、県と県民、事業者のみなさんがそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。